イからヌまでに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であって、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあっては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない（外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあっては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

［二・三　略］

第三条　次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

［一～三　略］

四　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務等」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門（投資銀行業務等を行う部門（以下この号において「投資銀行部門」という。）又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券（同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門（以下この号において「自己勘定投資部門」という。）がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く（自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。）に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等（同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。）に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第三号イ及びロ

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和七年五月十九日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の外国為替及び外国貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の規定は、この告示の適用の日（以下この項において「適用日」という。）以後に行う外国為替及び外国貿易法第二十六条第三項に規定する特定取得（以下この項において「特定取得」という。）について適用し、適用日前に行った特定取得については、なお従前の例による。

○財務省告示第九十七号

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を別表のように定め、令和七年四月一日から適用する。

ただし、令和六年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び令和七年度における予備費使用に係る経費を除く。

令和七年四月四日

財務大臣　加藤　勝信